（別添）

農林水産部が所管する工事・業務等における
ウィークリースタンスの推進に係る行動方針（試行）

１．目的

受発注者間において、建設工事・業務等に際し、双方の協働により時間外勤務を縮減することで、より一層の事務の円滑化と品質の向上を図るとともに、働き方改革を推進し、担い手確保に努めることを目的とする。

また、本方針に基づく取組みが、職員の工事監督や日々の通常事務にも自然と波及し、官民双方の職場環境改善(働き方改革)につながっていくことを期待するものである。

２．対象業務

全ての工事・業務等を対象とする。

３．適用

令和８年 10 月 1 日以降に公告する案件から適用する。

なお、令和８年 10 月 1 日より前に公告した案件においても積極的に取組むよう努める。

４．取組内容

（Ⅰ）意識付け行動

◆各所属の取組み：朝礼等における継続的な啓発、三角柱の掲示 など

◆各個人の取組み： 一人一台 PC へ備忘文の貼付、係内で声かけ など

（Ⅱ）実践行動

◆打合せ時間について

・午後４時以降の打合せは行わない。
（受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮する。）

◆作業依頼について

・作業内容に見合った作業期間を確保する。
・休日明け日(月曜日など)を依頼の期限日としない。
（休日作業が発生するような依頼は行わない）
・休前日(金曜日など)に新たな依頼をしない。
・受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。
・ワンデーレスポンスの対応の再徹底。
・受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に努め、必要に応じて見直しを行う。

◆工事工程について

・早期発注等による発注時期の平準化
・適切な工期の確保

※緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に、受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

※設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

※県土整備部の「ウィークリースタンスの推進に係る行動方針」も参考にすること。